

平成27年6月8日

第5回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、本定例議会に上程されました諸議案につきましてその概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

報告案件	1件	
予算案件	1件	
条例案件	3件	
一般案件	6件	の合計11件であります。

まず、報告第1号 平成26年度倉吉市繰越明許費繰越計算書についてであります。

一般会計21件、15億1,700万円余、下水道事業特別会計3件、4,800万円余を平成27年度へ繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、議案第52号 平成27年度倉吉市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

まず、第3子以降保育料無償化についてであります。

子どもを産み育てやすい環境を整備するため、児童が3人以上いる多子世帯の第3子以降の保育料を完全無償化し、保護者の経済的負担の軽減を行うもので、県支出金の増額など歳入予算の組替を行っております。

次に、予約型乗合タクシー運行事業についてであります。

公共交通の利便性の向上と交通事業者に対する補助金の抑制を図るため、高城、北谷地区の路線バスを減便し、その代替にドアツードアの予約型乗合タクシー、いわゆるデマンドタクシーを導入するもので、1,240万円余を計上しております。

次に、地域介護・福祉空間整備等交付金についてであります。

介護施設入所者の安全性を確保するため、スプリンクラー等の防災対策設備の補強改修を行う社会福祉法人を支援するもので、交付金790万円余を計上しております。

次に、中小企業災害等緊急対策事業利子補助金についてであります。

去る3月11日に発生した大正町での火災により被災した事業者を支援するため、鳥取県災害等緊急対策資金の借入れに対する利子を3年間支援するもので、歳入歳出予算に210万円余を計上しております。

次に、老朽危険空き家等除却支援事業費補助金についてであります。

生活環境の保全及び安全で安心な市民生活を確保するため、老朽化による倒壊の危険性がある空き家の除却を行う家屋所有者を支援するもので、補助金180万円を計上しております。

以上により、補正の総額は2,600万円余の増額で、補正後の一般会計予算総額は、293億9,126万3千円となります。

次に、議案第53号 倉吉市税条例の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）が施行され、所得税法における国外転出時の課税特例を個人市民税には適用しないことや旧3級品のたばこに係る税率の特例を廃止することについて見直しがされたのに伴い、本市においても倉吉市税条例に所要の改正を行うものです。

併せて、鳥取県において、個人県民税の寄付金税額控除対象となる特定非営利活動法人が加えられたことに伴い、本市の個人市民税においても同様の対応を行うため、倉吉市税条例に所要の改正を行うものです。

次に、議案第54号 倉吉市災害遺児手当支給条例の一部改正についてであります。

鳥取県の災害遺児手当助成条例施行規則の一部が平成27年4月1日に改正施行され、手当を父子家庭にも支給することとなったことに伴い、倉吉市災害遺児手当支給条例に所要の改正を行うものです。

なお、県規則に合わせ、平成28年度から所得税が課されている者を手当の支給対象者から除くこととしたものです。

次に、議案第55号 倉吉市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する日常生活の支援及び介護予防に係る体制の整備その他これらを促進する事業について、今年度から実施することとするため、倉吉市介護保険条例に所要の改正を行うものです。

次に、議案第56号から第57号までの工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてであります。

平成26年9月25日市議会の議決をいただいた、灘手工業用地貸工場建設工事について、建築主体工事については、地盤形状、地質状況によるものや、物価インフレスライドへの対応など当初想定していなかった費用が発生したため、契約金額の増額が必要となったものです。また、機械設備工事については、一部工事を企業負担工事としたことにより、契約金額が減額となるものです。

これらの請負契約の締結についての議決の一部変更につきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第58号 財産の無償譲渡についてであります。

地域の振興を図るため、旧山守診療所等の財産を現在の使用者に無償譲渡しようとするものです。

次に、議案第59号 市道の路線の廃止について及び議案第60号 市道の路線の認定についてであります。

市道駅北通り線を県道とし、県道改良として整備されること及び県道上井北条線の一部が市道に移管されることに伴い、駅北通り線の起点及び終点の変更並びに市道上井海田東町線の起点に変更が生じることから、現市道を整理し新路線とするため、廃止及び認定をするものです。

次に、議案第61号 倉吉市名誉市民の決定についてであります。

本市の出身で重要無形文化財「木工芸」の保持者で人間国宝でもある大坂弘道氏を名誉市民の候補者として、5月15日に倉吉市名誉市民選考審議会に諮問し、同審議会から名誉市民の候補者とする答申をいただいたところであります。

大坂氏は、木工芸作品で数々の賞を受賞され、本市出身者として初めての人間国宝であり、教育・文化の分野で全国的にも名を馳せた方であります。本市においても展覧会や講演会の開催、卓絶な技で作られた作品を寄贈いただくなど、功績はまことに多大でありますので、倉吉市名誉市民条例第2条の規定に基づき、本市議会の同意を得て、名誉市民の称号を贈り、その功績を長く顕彰しようとするものであります。

以上、今回提案いたしました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よ

ろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

なお、議案第56号及び議案第57号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更につきましては、工期の都合上、ご先議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。